平成３０年（フ）第１１７号
仙台市宮城野区鶴ケ谷５丁目23番地　都市機構鶴ケ谷五丁目団地１号棟407
破産者　小林　靖雄
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
山形市上桜田１丁目16番47号　ヒルサイドテラスＡ　201号、開始決定時の住所山形市中桜田２丁目16番３号　セジュールさくら館205号
破産者　朝倉　政憲
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３１号
山形県上山市鶴脛町１丁目10番30号
破産者　熊倉　　宏
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第６号
山形市南館２丁目１番29―６号
破産者　高橋　弘子
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第２７８号
横浜市緑区中山町329番地１　中山駅前ハイツ５―103号
破産者　藤末　一郎
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１４号
長野市大岡丙2861番地３
破産者　近藤　一成
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第１９号
長野県上高井郡高山村大字高井3305番地43
破産者　髙野　雄太
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１４０号
名古屋市西区香呑町４丁目53番地　美邦ハイツＰＡＲＴⅦ201号、従前の住所愛知県瀬戸市高根町２丁目79番地
破産者　岩崎　道人
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４号
愛知県春日井市関田町２丁目98番地　エポック関田103号、従前の住所岐阜県岐阜市西改田村前89番地３
破産者　小川　由起
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第８３号
名古屋市中村区畑江通７丁目22番地の１　プログレッソ岩塚803号、住民票上の住所名古屋市港区小賀須１丁目326番地
破産者　加藤　丈博
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０２号
名古屋市西区上名古屋３丁目７番15号　コーポ浄心704号
破産者　吉本　泰隆
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第５３４号
滋賀県蒲生郡竜王町山之上2911　４棟411号、住民票上の住所大阪市住之江区粉浜西２丁目３番47号　レオパレスＫＵＯＮ幸　105号
破産者　小倉　信幸
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２８７号
大阪市住吉区山之内１丁目14番10号　ルミナスアスカ　３Ａ号
破産者　月野　　弘
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１１７号
大阪府寝屋川市打上南町13番４号
破産者　小西　宏治
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１６８号
大阪府高槻市如是町41番21号　如是ハイツ102号、開始決定時の住所大阪府高槻市川添２丁目30番21号
破産者　菅土木こと　菅　　正臣
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４６６０号
大阪府高槻市玉川２丁目８番303号
破産者　エイジサービスこと　加藤　英治
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８８８号
大阪府守口市大久保町４丁目27番６号
破産者　藤岡　正宏
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４８８９号
大阪府守口市大久保町４丁目27番６号
破産者　藤岡いづみ
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２３５号
大阪市城東区中浜１丁目１番18号
破産者　西　　俊介
1　決定年月日　平成30年５月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部